

文化財保護法

全国人民代表大会常務委員会

1982年11月19日

= 目次 =

第一章 総則

[第1条 目的](#)

[第2条 対象](#)

[第3条 主管機関](#)

[第4条 国有文化財](#)

[第5条 私有文化財](#)

[第6条 保護及び管理の経費](#)

第二章 文化財保護地

[第7条 確定及び公布](#)

[第8条 歴史的文化的な都市](#)

[第9条 管理責任機関](#)

[第10条 都市建設計画と保護措置](#)

[第11条 建設工事の禁止](#)

[第12条 建築規制地帯](#)

[第13条 本法との抵触](#)

[第14条 原状不変の原則](#)

[第15条 博物館・保管所・観光地・その他の用途](#)

第三章 考古学的発掘

[第16条 発掘許可](#)

[第17条 発掘計画書](#)

[第18条 社会整備建設事業](#)

[第19条 建設工事と発掘作業](#)

[第20条 実地調査及び考古学的発掘の諸経費](#)

[第21条 外国人による発掘](#)

第四章 館所蔵の文化財

[第22条 管理制度](#)

[第23条 販売の禁止](#)

第五章 私人所蔵の文化財

[第24条 私人からの購入](#)

[第25条 外国人への無断販売の禁止](#)

[第26条 文化財回収責任](#)

第六章 文化財の国外持ち出し

[第27条 輸出許可証の発行](#)

[第28条 文化財の持出禁止原則](#)

第七章 賞罰

[第29条 国家による奨励](#)

[第30条 行政処罰](#)

[第31条 刑事責任](#)

第八章 附則

[第32条 実施細則等の制定](#)

[第33条 施行と廃止](#)

第一章 総則

第1条【目的】

国家の文化財に対する保護を強化し、科学研究作業を進めやすくし、我が国の優れた歴史的、文化的遺産を引き継ぐとともに愛国主義と革命伝統教育を進めて社会主義精神に溢れた文化を築く為、特に本法を制定する。

第2条【対象】

1.中華人民共和国内には、以下のような歴史的、芸術的、科学的価値のある文化財があり、国家の保護を受ける。

- (一)歴史的、芸術的、科学的価値のある古い文化遺跡、墳墓、建築物、石窟寺及び石刻
- (二)重大な歴史的イベント、革命運動及び著名な人物に関係する、若しくは重要な記念的意義、教育的意義及び史料価値のある建築物、遺跡、記念物
- (三)歴史上、各時代において貴重な芸術品、工芸美術品
- (四)重要な革命文献資料及び歴史的、芸術的、科学的価値のある手稿、古文書等
- (五)歴史の各時代、各民族の社会制度、生産、社会生活を反映した代表的実物

2.文化財鑑査基準及び方法は、国の文化行政管理部門が制定し、国務院の承認を受ける。

3.科学的価値のある古脊椎動物の化石及び古人類の化石は文化財と同様国家によって保護される。

第3条【主管機関】

1.国の文化行政管理部門が、全国の文化財に関わる事業を主管する。

2.地方の各級人民政府は当該行政区域内の文化財を保護する。各省・自治区・直轄市及び文化財が比較的多い自治州、県、自治県、市は文化財保護管理機構を設立して当該行政区域内の文化財に関わる業務を管理することができる。

3.すべての機関、組織及び個人はみな国家の文化財を保護する義務を負う。

第4条【国有文化財】

1.中華人民共和国国境内の地下、水系及び領海内に残る文化財はすべて国の所有物となる。

2.歴史的な文化遺跡、墳墓、石窟寺は国の所有物である。国家が保護対象に指定した記念建築物、古い建築物、石刻等は、国家が他に規定していなければすべて国の所有物となる。

3.国家機関、軍隊、全人民所有制企業、事業組織所蔵の文化財は国家の所有物である。

第5条【私有文化財】

団体や私人所有の記念建築物、歴史的建築物及び代々伝わってきた文化財は、その所有権が国家の法的保護を受ける。文化財の所有者は必ず国家の文化財の保護と管理に関わる規定を遵守しなければならない。

第6条【保護及び管理の経費】

文化財の保護と管理に関わる経費は、中央及び地方の財政予算に組み入れる。

第二章 文化財保護地

第7条【確定及び公布】

1. 革命遺跡、記念建築物及び歴史的文化的遺跡や墳墓、建築物、石窟寺、石刻等の文化財は、それらの歴史的、芸術的、科学的価値に応じて様々なレベルの文化財保護機構として確定される。

2. 県、自治県、市レベルの文化財保護地は、県、自治県、市の人民政府が確定後に公布し、さらに省・自治区・直轄市の人民政府に報告を控えてもらう。国の文化行政管理部門は各レベルの文化財保護地の中から重大な歴史的、芸術的、科学的価値に関わるものを全国重点文化財保護地を選ぶか、或いは直接全国重点文化財保護地に指定して國務院に報告し、國務院が決定し、公布する。

第8条【歴史的文化的名都市】

保存する文化財が特に豊富で、重大な歴史的価値や革命的意義のある都市については、国の文化行政管理部門が都市建設環境保護部門と共同で國務院に報告し、國務院が歴史的文化的名都市として決定、公布する。

第9条【管理責任機関】

各レベルの文化財保護地については、省・自治区・直轄市の人民政府及び県・自治県・市の人民政府が必要な保護範囲を確定し、記号による説明を付け、記録を作成する。また状況によっては専門機構や専門家が管理を担当する。全国重点文化財保護地の保護範囲と記録は省・自治区・直轄市の文化行政管理部門が国家文化行政管理部門に報告し、控えてもらう。

第10条【都市建設計画と保護措置】

各レベルの人民政府が都市建設計画を制定する場合、予め都市計画部門が文化行政管理部門と共同で当該行政区域内の各レベルの文化財保護地に対する保護措置を相談し、計画に組み込まなければならない。

第11条【建設工事の禁止】

文化財保護地の保護範囲内では、他の建設工事を行ってはならない。特別な必要がある場合は、公布した人民政府とその上級文化行政管理部門の同意を得なければならない。全国重点文化財

保護地の範囲内で他の建設工事を行う場合、必ず省・自治区・直轄市の人民政府及び国家文化行政管理部門の同意を得なければならない。

第12条【建築規制地帯】

文化財保護の実務的な必要性に応じ、省・自治区・直轄市の人民政府の許可を得れば文化財保護地の周囲にある程度の建築規制地帯を設定することができる。この地帯の中で新たに建築物や構造物を建設する場合は、文化財保護地の環境や景観を破壊してはならない。その設計プランは、必ず文化行政管理部門の同意を得てから都市計画部門に報告し、その許可を得なければならない。

第13条【本法との抵触】

1.建設機構が建設地選定及び工事設計を行う際に建築工事が文化財保護法に抵触する場合、予め省・自治区・直轄市若しくは県、自治県、市の文化行政管理部門と共同で保護措置を確定し、設計書に記載する。

2.建設工事上特別な必要があって文化財保護地を移転又は撤去しなければならない場合、文化財保護地のレベルに応じて当該レベルの人民政府とその上級文化行政管理部門の同意を得る。全国重点文化財保護地の移転や撤去については省・自治区・直轄市の人民政府が国務院に報告し、決定する。移転、撤去にかかる費用と労働力は建設機構が投資計画及び労働計画に計上する。

第14条【原状不変の原則】

文化財保護地として確定された革命遺跡・記念建築物・古い墳墓及び建築物・石窟寺・石刻等（建築物の付属物を含む）に修理・保守・移転を行う際は必ず文化財の現状を変えない原則を遵守しなければならない。

第15条【博物館・保管所・観光地・その他の用途】

文化財保護地に確定された所で、国家の所有物である記念建築物及び古い建築物は、博物館や保管所を建設又は観光地にすることができる。その他の用途に使いたい場合は文化財保護地のレベルに応じて現地の文化行政管理部門が最初に公布した人民政府に申告し、その許可を得る。全国重点文化財保護地をその他の用途に使いたい場合、省・自治区・直轄市の人民政府の同意を得るとともに国務院に報告しその承認を得なければならない。これら及びこれら専用設置した博物館等の機構は、文化財の現状を変えないという原則を厳守し、建設物及び付属文化財を安全に保護する責任を負い、損壊、改築、増築、撤去等があってはならない。記念建築物や古い建築物を使用する機構は、建築物の保守と維持管理の責任を負う。

第三章 考古学的発掘

第16条【発掘許可】

すべての考古学的発掘は必ず許可を受ける手続きを行わなければならない。地下に埋蔵されている文化財の場合、いかなる機構又は個人も勝手に発掘してはならない。出土した文化財は、科学研究部門に引き渡して研究を行う必要がある場合を除き、現地の文化行政管理部門が指定した機構で保管する。いかなる機構又は個人もこれを勝手に専有することはできない。文化財の安全を保障し、科学研究を行うとともに文化財の役割を十分に発揮させる為、省・自治区・直轄市の文化行政管理部門は適宜省・自治区・直轄市の人民政府の承認を得て当該行政区域内で出土した文化財を使用することができる。国の文化行政管理部門は国務院の承認を得れば全国で出土した重要な文化財を使用することができる。

第17条【発掘計画書】

1.各省・自治区・直轄市の文化財機構、考古学研究機構及び高等教育機関等は、科学研究の為に考古学的発掘を行う際には必ず発掘計画を提出し、国の文化行政管理部門と中国社会科学院の審査を受ける。そして国の文化行政管理部門の承認を得て初めて発掘することができる。

2.全国重点文化財保護地に対して考古学的発掘を行う必要がある場合は、国の文化行政管理部門が中国社会科学院と共同で審査した後、国務院の承認を得る。

第18条【社会整備建設事業】

1.大型社会整備建設事業では、建設機構が事前に省・自治区・直轄市の文化行政管理部門と共同で、工事の範囲内で文化財が埋まっている可能性のある場所について文化財の調査や実地調査を行わなければならない。調査、実地調査において文化財が発見された場合、その処理方法は共同で決定する。重要な発見があったときは省・自治区・直轄市の文化行政管理部門が速やかに国家文化行政管理部門に報告し、処理する。

2.社会整備建設工事又は農業生産過程で文化財を発見した機構や個人は、いかなる者であっても直ちに現地の文化行政管理部門に報告しなければならない。重要な発見があった場合、現地の文化行政管理部門が速やかに上級文化行政管理部門に報告し、処理しなければならない。

第19条【建設工事と発掘作業】

建設工事に組み合わせて行うべき発掘作業は、省・自治区・直轄市の文化行政管理部門が実地調査を基に発掘計画を提出する。これを国の文化行政管理部門が中国社会科学院の立ち会いのもとに審査し、国の文化行政管理部門が承認する。建設工期が差し迫っている、又は自然破壊の危険が確実にあり、古い文化遺跡や墳墓に対して応急措置を講じる必要がある場合、省・自治区・直轄市の文化行政管理部門の手配で発掘作業を行い、これと同時に承認手続きを進めることができる。

第20条【実地調査及び考古学的発掘の諸経費】

社会整備建設や生産用の建設の為に文化財の実地調査や考古学的発掘を行う必要がある場合、その経費及び労働力は建設機構が投資計画及び労働計画に組み込むか、或いは上級計画部門に報告し、解決する。

第21条【外国人による発掘】

国の文化行政管理部門を経て國務院の特別許可を得なければ、いかなる外国人又は外国の団体も中華人民共和国内で考古学的調査や発掘を行うことはできない。

第四章 館所蔵の文化財

第22条【管理制度】

1.全人民所有制の博物館、図書館及びその他の機構は、これが所蔵する文化財に対して等級分けを行い、所蔵品目録を作成し、厳しい管理制度を制定するとともに文化行政管理部門に登録しなければならない。

2.地方の各レベルの文化行政管理部門は、その行政区域内で所蔵されている文化財の目録を作成する。国の文化行政管理部門は国家一級の文化財所蔵目録を作成する。

第23条【販売の禁止】

全人民所有制の博物館、図書館及びその他の機構所蔵の文化財は販売を禁止する。これらの機構が所蔵文化財を振り分け、又は交換する場合、必ず文化行政管理部門に報告し、控えてもらなければならない。一級文化財の振り分け又は交換は、必ず国の文化行政管理部門の許可を得る。許可なくして、いかなる機構又は個人も文化財を移動させてはならない。

第五章 私人所蔵の文化財

第24条【私人からの購入】

私人が所蔵している文化財は文化行政管理部門が指定する機構に購入してもらうことができる。その他のいかなる機構又は個人も文化財購入業務を経営してはならない。

第25条【外国人への無断販売の禁止】

私人が所蔵している文化財は、闇で販売して利益を貪り勝手に外国人に販売することを厳禁する。

第26条【文化財回収責任】

1.銀行・冶金工場・製紙工場・廃品回収部門は、文化行政管理部門と共同で金銀器や廃品の中に混ざっている文化財を探す責任を負い、銀行研究所に必要な歴史的貨幣は銀行が保存することができるが、そのほかは文化行政管理部門に引き渡す。引き渡した文化財は合理的な価値を設定しなければならない。

2.公安、税関、工商行政管理部門が法に基づいて没収した重要文化財は、文化行政管理部門に引き渡す。

第六章 文化財の国外持ち出し

第27条【輸出許可証の発行】

文化財の輸出又は個人が携帯することによって国境を出る場合、必ず事前に税関に申告し、国家文化行政管理部門が指定する省・自治区・直轄市の文化行政管理部門に鑑定を行ってもらい、輸出許可証明書の発行を受けなければならない。文化財の国外持ち出しは、必ず指定された港から輸送しなければならない。鑑定により出国不可となった文化財は、国家が買い入れることができる。

第28条【文化財の持出禁止原則】

重要な歴史的・芸術的・科学的価値のある文化財は、國務院の承認を受けて国外に輸送して展示する以外は、一切の持ち出しを禁ずる。

第七章 賞罰

第29条【国家による奨励】

下記に該当する機構又は個人は、国家が適当な奨励若しくは物質的な奨励を与える。

- (一)文化財に関する政策や法令を真摯に守り、文化財の保護成果が明らかである者
- (二)文化財を保護する為、違法犯罪行為と断固として闘った者
- (三)個人所蔵の重要な文化財を国家に寄贈した者
- (四)文化財を発見し、速やかに上級組織に報告し又は引き渡し、文化財を保護した者
- (五)文化財保護の科学技術において重要な発明や創造、若しくはその他の重要な貢献をなした者
- (六)文化財が破壊の危機に直面した際に文化財の応急処置に尽力した者
- (七)長期にわたって文化財に関係する業務に顕著な成績を収めた者

第30条【刑事責任】

以下の行為があった場合、行政処罰に処す。

- (一)地下、水系、領海及びその他の場所で発見された文化財を隠匿し、報告せず又は国家に引き渡さなかった場合、公安部門が警告し又は罰金に処す。またその不法に取得した文化財を追徴する。
- (二)文化行政管理部門の承認を受けずに勝手に文化財の販売活動を行った場合、工商行政管理部門が警告し又は罰金に処す。またその不法に取得し、又は不法に経営した文化財を没収することがある。
- (三)私人所蔵の文化財を勝手に外国人に売った場合、工商行政管理部門が罰金に処し、またその文化財と不法な所得を没収することがある。

第31条【刑事責任】

1. 下記の行為があった場合、刑事責任を追及する。

- (一) 国家の文化財を横領又は窃盗した場合
- (二) 貴重な文化財を盗んで輸出し、又は文化財を投機取引し、その状況が悪質な場合
- (三) 故意に国家が保護している貴重な文化財や名所旧跡を破壊した場合
- (四) 国家の職員が職務責任を疎かにし、貴重な文化財を毀損又は紛失し、その状況が悪質な場合

2.勝手に古い文化的遺跡や墳墓を発掘した場合、窃盗として処分する。

3.私人所蔵の貴重な文化財を勝手に外国人に売った場合、貴重な文化財を盗み輸出したものと
して処分する。

4.文化財の職員が管理していた文化財を盗んだ場合、法に従って厳重に処罰する。

第八章 附則

第 3 2 条【実施細則等の制定】

1.国の文化行政管理部門は本法に基づいて実施細則を制定し、国務院の承認を受けて施行する。

2.文化財の複製、拓本、撮影等の管理方法については国の文化行政管理部門が制定する。

第 3 3 条【施行と廃止】

本法は公布された日から施行される。1961年に国務院が公布した「文化財保護管理暫定条例」はその時に廃止される。その他の文化財の保護管理に関する規定が本法と抵触する場合は、本法の定めるところとする。

註：各条文の見出しは当センターによる。